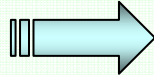


道路交通法の一部を改正する法律（平成20年6月1日施行分）等の概要

自転車利用者対策の推進を図るための規定の整備

- 普通自転車が歩道を通行することができる要件の明確化

改正前



1 道路標識等により歩道を通行することができるとき

+

改正後

- 2 運転者が13歳未満の子供（児童及び幼児）、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人であるとき
- 3 車道を通行することが交通の状況に照らして困難が危険であるなどやむを得ないと認めるとき

- 普通自転車は、横断歩道において歩行者用信号に従うことに関する規定。
- 自転車通行帯の整備促進（車両通行帯の幅員下限を1.0メートルに緩和）
- 地域交通安全推進委員の活動内容に「自転車の通行方法に関する運動」が追加
- 13歳未満の子供の自転車乗車時における乗車用ヘルメット努力義務の導入

被害軽減対策の推進を図るための規定の整備

- 自動車後部座席の座席ベルトの装着義務化
（高速道路、又は自動車専用道路における違反に限り、運転者に行政処分の基礎点数1点を付与）

高齢運転者対策等の推進を図るための規定の整備

75歳以上の高齢運転者

聴覚障害者

- 75歳以上の高齢運転者による高齢運転者標識の表示義務化
- 聴覚障害者標識の表示義務化
- 聴覚障害者標識を表示した普通乗用車に対する他車の幅寄せ、進路変更の禁止

その他

- 公安委員会が警察署長に行わせることができる交通規制に「歩行者横断禁止」及び「指定横断等禁止」を追加
- 車両移動保管関係事務に関する規定の整備
- 緊急自動車の指定対象として医師派遣用自動車（ドクターカー）を追加

聴覚障害者の運転免許取得の概要

聴覚障害者（補聴器を用いても 10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえない者）であっても、特定後写鏡（ワイドミラー）を活用して慎重に運転することにより、普通自動車を安全に運転することができるものと認められたことから、次の条件等の下、運転免許が取得できることとなりました。

後方視野を確保し、車両斜め後方の死角を解消するため、ワイドミラーを装着

周囲の運転者に対する注意喚起のため、聴覚障害者標識の表示義務化

聴覚障害者の保護のため、聴覚障害者標識を表示した車に対する幅寄せ等を禁止

聴覚障害者標識の表示義務と幅寄せ等の禁止



〔聴覚障害者標識〕

直径12.2センチメートル
白で縁取りした緑地の上に
黄色のチョウを重ねた図柄

聴覚障害者が運転する際に、聴覚障害者標識の表示を義務付け



聴覚障害者標識を
表示しなかった場合



- 2万円以下の罰金、又は科料
- 反則金 4000円
- 基礎点数1点

聴覚障害者標識を表示した普通乗用車に対する他車の幅寄せ・進路変更の禁止



他車が幅寄せ・進路変更をした場合



- 5万円以下の罰金
- 反則金 6000円
（普通車の場合）
- 基礎点数1点

聴覚障害者標識に関する選定の経緯

今回の聴覚障害者標識の決定については、パブリックコメントを募集し、その後「聴覚障害者マークに関する懇談会」により「聴覚障害者標識の基本的な考え方」が示されました。

聴覚障害者標識の基本的な考え方

- 聴覚障害者が誇りを持てるものであること
- 聴覚障害者を含むすべてのドライバーにとって親しみを感じるものであること
- 夜間や離れた場所からでも見やすいものであること
- 既存の様々なマークと混同を生じないものであること
- 外国人にも認知されるものであること

その後、公募によるデザイン業者の応募に基づき、聴覚障害者マークに関する懇談会委員による審査を行い、決定されました。